

Title	支那関税引上反対意見書
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.8 (1917. 8) ,p.1130(142)- 1131(143)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170801-0142">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170801-0142</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### 批評と紹介

#### 支那關稅引上反對意見書

支那關稅引上反對意見書は本年五月を以て支那關稅引上反對西聯合大會により發表せられしものにして、其主張の要點は(一)關稅引上は日清通商航海條約第二十六條に照し、何等我邦に承諾義務の存せざること、(二)英國其他の諸國と歩調を一にして關稅引上を承諾することは難く我商工立國の國是を抛棄するに等しきこと、(三)現實五分に引上げられし場合に於て我日支貿易が新たに負擔する額は四百五十萬圓に過ぎざるも進んで我日支貿易が被れる損害は既設工業を抑制して其發達を阻害すると共に將に隆興せんとする新工業の發生を妨害すと、(四)關稅引上が我邦一畜産業に及ぼす影響としては、我邦の工業は今猶ほ粗工業に屬する結果一ヶ年の生産額は投下資本に數倍するを常とし、一ヶ年の收益亦一割内外に過ぎざるを例とするが故に、關稅の引上は我邦多數工業の收益を殆ど皆無ならしむ、(五)支那を聯合國側に參加せしむる交換條件として關稅引上を認容することは左して大なる利益を齎らすも

のにあらず、何んとなれば對支貿易上獨逸は僅かに二千百萬兩を占むるに過ぎずして、加ふるに獨逸よりの輸入貿易の内容は染料若しくは我邦と無關係なる軍器類を主とするが故に、獨逸商品を支那市場より驅逐したりとて、我の享くる利益は左迄大なるものにあらず、況んや近時の外交界が經濟上の利害を以て常に離合の準尺と爲す以上、今日の與國と雖、戰後獨逸と握手することなきを保し難く、從て此利益を打算の基礎とするは無謀も甚し、(六)關稅改正の曉に於て、内地の既設工場を支那に移すことは、單に工業の私經濟的方面を偏重し、其國家經濟的方面を閉却せるものにして、進んで國民の元氣を萎縮せしめ、國家の進運を阻害するものなり、(七)現下、支那に於て需要せらるゝ綿糸布は民度の低き爲め大部分太糸又は厚地綿布なるが故に、粗工業主義を捨て、一躍精工業主義に移り、細糸又は薄地綿布を以て之に代へんとするも、到底充分なる需要を見出すこと能はず、結局從來の粗工業の基礎を覆すと共に將來に於ける精工業の發達も亦期待すること能はざるに至る、故に、支那向粗工業を捨つ可しと云ふは、工業發達の順序を顧みざるの暴論なり、(八)關稅引上げの代償として支那政府をして同國內地製品に對して同一の課税をなさしむべしとの説は、之れを實現するも其効果を收むること困難なり、何んとなれば第一、行政組織の不備なる支那に於て小工業に對する徵稅に就いて遺

漏なきを期するは不可能なること、第二、支那官憲にして自國の工業に對し保護政策を採る意あらば幾百の條約も何等の効果なきこと、第三、支那内地製品に對する徵稅を海關に委任することの不可なるは其監督が各省の内地に及び難きと且つ白人稅關吏中には收賄の弊あるを以てなり、第四、各國租界に存する工業は其外人經營たるを、支那人經營たるを問はず、支那政府は之に課税するの權なし、然るに此方面の商品に對して徵稅を強要せざる限りは、完全に内外品の均衡を得ること困難なり第九、支那政府をして支那より外部へ輸出する主なる原料品の輸出税を撤廢せしむるも、以て關稅引上より生ずる我邦の損失を補ふに足らず、何んとなれば以上の輸出税にして撤廢せられんか、同時に同國に於ける沿岸貿易税も免除せらるゝ故に、上海紡績業の享くる利益は我紡績業よりも大なり、況んや支那其者の産棉額は未だ大ならず、從つて外部の需要を充分に充たすこと能はず、第十、支那關稅を現定五分税に改定せば支那政府の増收額は一千萬圓に達す可きを以て支那財政及一時の窮乏を救ふに力あらんも我が工業を犠牲とし、我商權を自棄して迄も、他國の財政救済に助勢する必要なし、第十一、今若、關稅の引上を承認すとせば、之れ即ち支那政府をして自國の工業を保護せしむること爲り、他方、我邦立國の要諦を破壊し延いて兩國利害の衝突を誘致し、親善の爲めにせんとする

引上の同意は、却て不親善の禍根を永久に胎すに至る可しと云ふにあり。

以上は有力なる營業者の支那關稅引上問題に對する反對意見を公平に紹介せしものにして、世上に於けるこれが賛成論と比較研究するに於ては蓋得る處甚だ多かる可し、論者又以上の反對論に對し多少意見なきにあらざるも、餘りに長きに至るを以て、茲に紹介に止め、更に他日を俟ちて論ぜんを欲す。